



2026年5月22日

各 位

会 社 名 Terra Drone 株式会社
代表者 代表取締役社長 徳重 徹
(コード番号 278A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 関 鉄平
(TEL. 03 - 6419 - 7193)

当社海外子会社で発生した火災につきまして（第五報）

2025年12月9日に発生いたしました当社海外子会社であるPT. Terra Drone Indonesia（以下、当社インドネシア法人）における火災につきまして、第五報をご報告いたします。

この火災事故により、当社インドネシア法人に所属する現地社員22名の尊い人命が失われました。亡くなられた方々に哀悼の意を表し、ご遺族に対し衷心よりお悔やみ申し上げます。また、多くの関係者の方々に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

現時点で判明している内容につきましては下記の通りです。一部の内容は、これまでに公表した内容と重複しており、第6項および第8項がこのたびの主な更新内容となります。

1. 対象となる子会社の概要

- (1) 名称：PT. Terra Drone Indonesia
- (2) 所在地：インドネシア
- (3) 事業内容：東南アジアにおいて、ドローンを用いた測量・点検・農業のサービスを提供
- (4) 出資比率：当社99.9%連結子会社

2. 発生日時

2025年12月9日（火） 現地時間午後（正午）12時10分頃

3. 発生場所

当社インドネシア法人 ジャカルタ本社

4. 被害状況

死亡者 現地社員22名（男性7名、女性15名）

負傷者 現地社員15名

負傷された方々は全員が治療を終えて退院し、2026年1月時点で業務に復帰しております。

5. 原因

出火原因につきましては、廃棄対象であったバッテリーの一つが、当社インドネシア法人の担当社員により社内規定に沿わない形で取り扱われ、ツールボックス上に積載された結果、何らかの要因で落下・発火したことに起因すると認識しております。発火後、同僚社員が備え付けの消火器を使用し初期消火を試みましたが、鎮火には至りませんでした。

また、現地当局の発表によれば、被害者は直接的な火傷ではなく、避難の遅れにより発生した一酸化炭素（CO）および有害な煙を吸引したことによる中毒・酸欠が死因とされています。事故後の調査により、当該建物は、当該建物が建築物安全法（PP No. 16/2021 第29条、第30条、第31条、第45条および第41条）に基づき、建物所有者が設置および維持を義務付けられている、排煙設備、防火区画、防護・消火設備、安全な避難経路等の各種設備に不足があったことが判明しております。引き続き、必要に応じて法的手段も含め、適切かつ厳正に対応してまいります。

なお、当社は出火原因とされるバッテリーの製造・販売は行っておらず、当該バッテリーは当社インドネシア法人において自己利用目的でのみ使用されていたものです。当社および当社インドネシア法人が顧客向けに提供している製品とは異なるものであり、製品安全性への影響はないことを確認しております。

6. 補償の進捗

現在、被害を受けられた皆様およびご遺族に対し、誠心誠意対応し、手続きを進めております。今回亡くなられた22名のうち20名のご遺族の皆様への補償の支払いが完了しており、補償に関する対応は着実に進捗しております。引き続き、残るご遺族の皆様とも誠意を持って協議を継続してまいります。

なお、負傷された15名の方々への必要な対応はすべて完了し、現在は2026年1月時点で業務に復帰しております。

7. 操業状況

同社ジャカルタ本社につきましては、代替拠点において主要な事業活動および顧客サービスを通常通り継続しております。在庫を保管する倉庫は4か所に分散して管理しており、業務資料などについては別場所にて分散保管を行っていたため、物理的な資産毀損は限定的であることを確認しております。

8. 中央ジャカルタ地方裁判所による判決について

本件に関し、2026年5月21日（現地時間）、中央ジャカルタ地方裁判所において、当社インドネシア法人の代表であるマイケル・ウィスヌ・ワルダナに対し、現地法上、過失により死亡を生じさせた罪により、懲役1年4月の判決が言い渡されました。なお、本判決において罰金刑は科されておられません。

本判決においては、これまで進めてまいりましたご遺族への補償や和解の進捗が考慮されたものと認識しております。今後の対応につきましては、現地の弁護士と協議の上、適切に対処してまいります。

当社グループは、このたびの判決および事故の重大性を厳粛に受け止め、引き続き被害に遭われた方々およびご遺族への誠実な対応を続けるとともに、グループ全体の安全管理体制の更なる強化とガバナンスの徹底に努めてまいります。

連結業績への影響につきましては、本件に関する損失は、2026年1月期において、将来発生が見込まれる分も含め計上済みであり、かつ2025年12月15日に公表いたしました2026年1月期の連結業績予想の想定範囲内に収まっております。また、本判決を含め、現時点において、2026年3月16日に発表いたしました2027年1月期の連結業績予想に影響を及ぼす事項は認識しておりません。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上